

2.看護職員資質向上推進事業等の各都道府県の取り組み状況

都道府県名	取り組み状況	専任教員再教育事業	管理教員養成講習会開催	実習指導者講習会開催	看護職員臨床技能向上推進事業	専門分野研修	短期研修	中期研修	看護職員確保対策特別事業
北海道	2事業		○	○					
青森	1事業			○					
岩手	4事業	○		○	○			1ヶ所	○
宮城	1事業			○					
秋田	2事業			○					○
山形	1事業			○					
福島	2事業	○		○					
茨城	3事業		○	○	○		1ヶ所		
栃木	2事業			○	○		1ヶ所		
群馬	2事業			○					○
埼玉	3事業	○		○					○
千葉	1事業			○					
東京	2事業		○	○					
神奈川	4事業	○	○	○	○	3コース	3ヶ所		
新潟	3事業	○		○	○		5ヶ所		
富山	4事業	○		○	○		2ヶ所		○
石川	1事業			○					
福井	2事業			○	○		1ヶ所		
山梨	2事業			○	○		1ヶ所	1ヶ所	
長野	1事業			○					
岐阜	1事業			○					
静岡	1事業			○					
愛知	5事業	○	○	○	○		1ヶ所		○
三重	2事業			○	○		1ヶ所		
滋賀	3事業			○	○	1コース	1ヶ所		○
京都	2事業	○		○					
大阪	4事業		○	○	○	1コース	9ヶ所		○
兵庫	1事業			○					
奈良	1事業			○					
和歌山	1事業			○					
鳥取	1事業			○					
島根	1事業			○	○		1ヶ所	1ヶ所	
岡山	1事業			○				1ヶ所	
広島	4事業		○	○	○				○
山口	3事業		○	○	○		4ヶ所		○
徳島	1事業			○					
香川	2事業			○					○
愛媛	3事業	○		○					○
高知	2事業			○					○
福岡	3事業		○	○					○
佐賀	0事業								
長崎	1事業			○					
熊本	2事業	○		○					
大分	1事業			○					
宮崎	1事業			○					
鹿児島	1事業			○					
沖縄	3事業	○		○					○
18年度実施見込	94事業	11県	10県	43県	15県	5コース	31ヶ所	4ヶ所	15県
18年度予算	164事業	15県	11県	35県	—	18コース	80ヶ所	5ヶ所	—
実施率(実施/予算)	57.3%	73.3%	90.9%	122.9%	—	27.8%	38.8%	80.0%	—

訪問看護推進事業取り組み状況

都道府県名	取り組み状況	訪問看護推進協議会	訪問看護ステーション・既設機関に勤務する看護師の相互研修	在宅ホスピスケア研修	在宅ホスピスケアアドバイザー派遣事業	訪問看護推進支援モデル事業	在宅ホスピスケア等普及事業	在宅ホスピスケア等地域連携会議
北海道	0事業							
青森	3事業	○		○			○	
岩手	1事業	○						
宮城	6事業	○	○	○	○		○	○
秋田	2事業	○		○				
山形	2事業	○		○				
福島	4事業	○	○				○	○
茨城	5事業	○	○	○			○	○
栃木	2事業	○	○					
群馬	2事業	○	○					
埼玉	0事業							
千葉	3事業	○	○	○				
東京	1事業	○						
神奈川	3事業	○	○			○		
新潟	2事業	○	○					
富山	4事業	○	○	○			○	
石川	3事業	○	○	○				
福井	3事業	○	○	○				
山梨	1事業	○						
長野	0事業							
岐阜	0事業							
静岡	5事業	○	○	○	○		○	
愛知	3事業	○	○	○				
三重	2事業	○	○					
滋賀	3事業	○	○					○
京都	0事業							
大阪	2事業	○	○					
兵庫	2事業	○	○					
奈良	3事業	○	○	○				
和歌山	2事業	○	○					
鳥取	4事業	○	○	○			○	
島根	2事業	○	○					
岡山	2事業	○		○				
広島	0事業							
山口	3事業	○	○	○				
徳島	2事業	○	○					
香川	2事業	○	○					
愛媛	0事業							
高知	2事業	○	○					
福岡	3事業	○	○		○			
佐賀	0事業							
長崎	0事業							
熊本	5事業	○	○	○			○	○
大分	0事業							
宮崎	0事業							
鹿児島	0事業							
沖縄	1事業	○						
山口市	4事業			○	○		○	○
18年度実施見込	99事業	35県	27県	17県	4県	1県	9県	6県
17年度実績	77事業	28県	21県	12県	4県	1県	5県	6県
差し引き	22事業	7県	6県	5県	0県	0県	4県	0県

平成19年度委託事業実施予定都道府県及び実施不可理由等

	専門分野(がん)	専門分野(糖尿病)	助産師確保モデル事業	確保困難な地域等における看護師確保モデル事業	医療型多機能サービス
1	北海道 ○	○	研修病院の確保及び潜在の掘り起こしが困難	○	訪問看護推進事業を実施
2	青森県 ○	○	潜在の把握が困難対象者が少なくコストがかかる	潜在の把握が困難対象者が少なくコストがかかる	対象者が少なくコストがかかる
3	岩手県 資質向上中期研修(15日)を開催	実施には時間が必要	需給はバランスしているため質の向上を目的とした事業(県単:4日間)を実施	関係団体との協議に時間が必要	検討予定
4	宮城県 ○	○	H18年度調査を分析しながら検討	ナースセンター事業の実施状況を見て検討予定	訪問看護推進事業を実施
5	秋田県 実施施設の体制が整い次第検討予定	研修病院の確保が困難	病院選定、潜在把握に時間を要する	研修病院の選定・調整に時間を要する	他県の事例を参考に充実を図る
6	山形県 人手不足	人手不足	人手不足	人手不足	H18実施済
7	福島県 ○	がんの受入病院と重複する恐れがあるため	需給がバランスしている	潜在の把握が困難	訪問看護推進事業を実施
8	茨城県 助産師確保対策(定員増等)を検討中	助産師確保対策(定員増等)を検討中	助産師確保対策(定員増等)を検討中	助産師確保対策(定員増等)を検討中	助産師確保対策(定員増等)を検討中
9	栃木県 ○	がんの状況をみて検討	今後検討予定	実施機関等検討中	訪問看護推進事業で検討予定
10	群馬県 研修病院の選定・調整に時間を要する	研修病院の選定・調整に時間を要する	新設助産師課程の支援を行う	▲	訪問看護推進事業を実施
11	埼玉県 ○	がんを優先	人手不足	人手不足	○
12	千葉県 ○	研修体制が整っていないため	産科の集約化に取り組む	ナースセンター事業で確保を図る	訪問看護推進事業を実施
13	東京都 都で研修を実施中(40日)	都で研修を実施中(40日)	▲	独自の研修を実施予定	該当施設無し
14	神奈川県 研修病院の確保が困難	研修病院の確保が困難	事業内容に沿った研修病院の確保が困難	地域格差がないため	訪問看護推進事業を実施
15	新潟県 ○	実施機関の確保が困難	需給がバランスしている	実施機関の確保が困難	実施機関の確保が困難
16	富山県 ○	実施機関の確保が困難	実施機関の確保、潜在の把握が困難	ナースセンター事業で確保を図る	現状のサービスの拡充を図る
17	石川県 糖尿病を優先	○	潜在の把握が困難対象者が少数	ナースセンター事業で確保を図る	▲
18	福井県 ○	受講者確保が困難	対象者が少数	ナースセンター事業で確保を図る	訪問看護推進事業を実施
19	山梨県 実施機関の確保が困難 独自の研修を実施中	実施機関の確保が困難 独自の研修を実施中	実施機関の確保が困難	実施機関の確保が困難	実施機関の確保が困難
20	長野県 実施機関の確保が困難	実施機関の確保が困難	▲	▲	▲
21	岐阜県 実施機関の確保が困難	実施機関の確保が困難	実施機関の確保が困難 対象者が少数	地域格差がないため	該当施設無し
22	静岡県 ○	○	受講者確保が困難	○	H17実施済
23	愛知県 ○	企画立案が困難 実施要件が厳しい	企画立案が困難 実施要件が厳しい	企画立案が困難 実施要件が厳しい	○
24	三重県 糖尿病を優先	○	○	○	○
25	滋賀県 ○	がんを優先	独自の研修を実施予定	独自の研修を実施予定	○

	専門分野(がん)	専門分野(糖尿病)	助産師確保モデル事業	確保困難な地域等における看護師確保モデル事業	医療型多機能サービス
26	京 都 府 ▲	▲	○	ナースセンター事業で確保を図る	▲
27	大 阪 府 ○	現状を勘案してがんを優先	現状を勘案してがんを優先	現状を勘案してがんを優先	H18実施済
28	兵 庫 県 日看協神戸センターが実施中	日看協神戸センターが実施中	○	助産師確保を優先	○
29	奈 良 県 実施機関及び指導者の確保が困難	実施機関及び指導者の確保が困難	実施機関及び指導者の確保が困難	実施機関及び指導者の確保が困難	人材の確保が困難
30	和 歌 山 県 既存事業に重点	既存事業に重点	既存事業に重点	既存事業に重点	事業規模が大きく実施不可
31	鳥 取 県 独自の研修を実施中	独自の研修を実施中	独自の研修を実施中	独自の研修を実施中	訪問看護推進事業を実施
32	島 根 県 研修病院の選定・調整に時間を要する	研修病院の選定・調整に時間を要する	研修病院の選定・調整に時間を要する	研修病院の選定・調整に時間を要する	研修病院の選定・調整に時間を要する
33	岡 山 県 ○	▲	▲	▲	▲
34	広 島 県 慎重な検討と調整が必要 医療機関の協力が得にくい	慎重な検討と調整が必要 医療機関の協力が得にくい	慎重な検討と調整が必要 医療機関の協力が得にくい	慎重な検討と調整が必要 医療機関の協力が得にくい	慎重な検討と調整が必要 医療機関の協力が得にくい
35	山 口 県 実施機関の確保が困難	実施機関の確保が困難	ナースセンター事業で実施	研修の基準が厳しい(60日は困難)	該当施設無し
36	徳 島 県 ○	○	需給の動向を見極めながら検討を予定	需給の動向を見極めながら検討を予定	実施環境が整っていない
37	香 川 県 糖尿病を優先	○	対象者の把握が困難	▲	既存の事業で実施
38	愛 媛 県 ○	一度に多数の事業を展開できない	一度に多数の事業を展開できない	一度に多数の事業を展開できない	○
39	高 知 県 ○	がんを優先	実態調査を予定 その後検討	既存の事業で実施	訪問看護推進事業を実施
40	福 岡 県 ○	現状把握と必要性の有無を検証する必要がある	現状把握と必要性の有無を検証する必要がある	○	現状把握と必要性の有無を検証する必要がある
41	佐 賀 県 ▲	▲	受講者確保が困難	▲	H18実施済
42	長 崎 県 ○	○	財政及び業務負担量的に困難	財政及び業務負担量的に困難	財政及び業務負担量的に困難
43	熊 本 県 ○	現時点では実施機関の確保が困難	○	他の2事業に取り組んでいるためマンパワー不足	現時点では実施機関の確保が困難
44	大 分 県 ○	他事業に取り組んでいるためマンパワー不足	○	他事業に取り組んでいるためマンパワー不足	他事業に取り組んでいるためマンパワー不足
45	宮 崎 県 ▲	▲	看護職員確保対策特別事業での実施を検討	実態調査を予定 その後検討	実態調査を予定 その後検討
46	鹿 児 島 県 ○	がんを優先	H15～17に看護職員確保対策特別事業で実施	研修の基準が厳しい(60日は困難)	○
47	沖 縄 県 人手不足	人手不足	看護職員確保対策特別事業で実施	人手不足	▲
19' 予定数	23県	9県	5県	4県	7県
19' 検討中	3県	4県	3県	5県	5県
19' 予算数	41県	10県	36県(モデル1, 2とも18県)	20県	5県
18' 執行数	9県	4県	2県	3県	8県

### 3. 保健師助産師看護師法等の一部改正について

安心、安全な医療を提供し、国民の医療に対する信頼を確保するため、行政処分を受けた看護師等への再教育制度の創設等、看護師等の資質の向上等に向けた取組みを推進する。

#### ① 看護師資格を持たない保健師及び助産師の看護業務への対応

看護師資格を持たない保健師及び助産師が現状以上に看護業務に従事する可能性も否定できないことから、新たな保健師及び助産師の免許付与について、看護師国家試験合格を条件とする。(保健師助産師看護師法の改正。平成19年4月施行。)

#### ② 保健師、助産師、看護師及び准看護師の名称独占

医療の質・安全の確保、他の医療関係職種との整合性の確保、患者に対する正しい情報提供の確保等の観点から、保健師、助産師、看護師、准看護師について、業務実施の際に限らない名称独占規定を新たに設ける。(保健師助産師看護師法の改正。平成19年4月施行。)

#### ③ 行政処分を受けた看護職員に対する再教育

国民の医療への安心・信頼を確保する観点から、行政処分を受けた看護職員について、基本的には医師等と同様、再教育の義務化や行政処分の類型の見直し(処分類型「戒告」の新設)等を行う。(保健師助産師看護師法の改正。平成20年4月施行。)

#### ④ 助産所における嘱託医師及び連携医療機関

嘱託医師について、助産所助産師と連携して健やかなお産に導く役割が期待されていることから、産科の医師とする。その上で、嘱託医師では十分に対応できない後方支援として、連携医療機関を確保する。(医療法の改正及び運用による対応。平成19年4月施行。)

#### ⑤ 看護記録

特定機能病院及び地域医療支援病院以外の病院についても、その備えるべき診療の諸記録に看護記録を追加。(医療法施行規則の改正)

#### ⑥ 外国人看護師等の臨床修練

現在、外国人医師・外国人歯科医師のみを対象としている臨床修練制度について、新たに外国人看護師等も制度の対象に加える。(臨床修練法の改正。平成19年4月施行。)

## 保健師・助産師の免許付与要件の見直しに伴う経過措置について

現在、保健師又は助産師になるためには、それぞれ保健師国家試験又は助産師国家試験に合格しなければならないとされているところ。

今般、保健師助産師看護師法が改正され、平成19年4月1日より保健師又は助産師になるためには、保健師国家試験又は助産師国家試験の合格に加え、看護業務に必要な基本的知識及び技能について確認するため、看護師国家試験の合格も必要とされることとなる。

本年度の保健師、助産師、看護師国家試験の合格発表は平成19年3月27日にされる予定であることから、上記との関係で合格者の取扱いが問題となる。これについては以下のような取扱いとする予定である。

- ① 改正法施行前の3月末日までに免許申請を行った者に対する免許付与については、従前の例、すなわち保健師国家試験又は助産師国家試験の合格のみをもって行うこととする。
- ② 平成19年4月1日以降に保健師免許又は助産師免許の申請を行う者については、改正内容のとおり、保健師国家試験又は助産師国家試験の合格に加え、看護師国家試験の合格も必要とする。

なお、この取扱いは、正式には政令において規定する予定であるが、免許申請にあたっては住所地の都道府県を經由して行うこととされていることと等から、都道府県から関係者に周知をお願いしたいと考えている。

具体的な取扱いについては政令の公布後速やかに御連絡したいと考えている。

なお、今般の保健師助産師看護師法の改正により、保健師、助産師、看護師及び准看護師の名称独占規定が設けられた。そのため、例えば看護師免許を有さない保健師又は助産師が看護業務を行う際、患者に資格の有無を尋ねられ、看護師又はこれに紛らわしい名称を用いること等はできなくなることに留意されたい。

また、利用者に正しい情報を提供する観点から、ネームプレート等に資格を記載するなど医療施設等での工夫を期待したい

**重要**

**※必ずお読み下さい！！**

# 保健師国家試験、助産師国家試験を受験される皆様へ



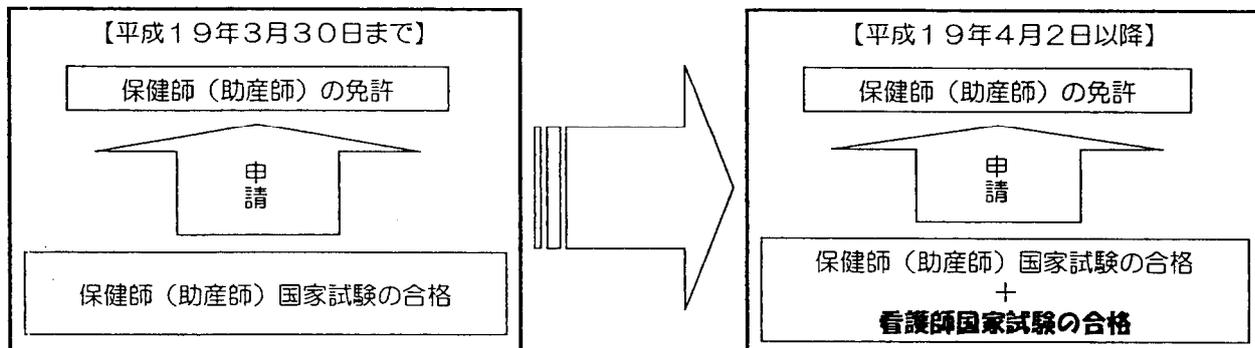
**ご注意ください**

- 免許制度の改正により、平成19年4月1日から、新たに保健師または助産師になるためには、保健師または助産師の国家試験に合格するとともに、看護師の国家試験にも合格しなければならない（※1）ことになりました。
- 今回の国家試験の合格発表は、平成19年3月27日（火）の予定です。そのため、3月27日から3月30日（※2）までの間に保健師または助産師の免許登録の申請をしていただければ、今までどおり保健師または助産師の国家試験の合格のみをもって、保健師または助産師の免許を取得できますが、4月2日（※3）以降に申請をされた場合には、保健師または助産師の国家試験と看護師の国家試験の両方に合格していなければ、免許を取得することができません。

（※1）今までは保健師国家試験に合格すれば保健師に、助産師国家試験に合格すれば助産師になることができましたが、平成19年4月1日からは、保健師国家試験または助産師国家試験に合格しても、看護師の国家試験にも合格しなければ保健師または助産師になれません。

（※2）平成19年3月31日は土曜日です。そのため、当日、保健所で申請を受け付けることはできませんので、保健師または助産師の国家試験の合格のみをもって保健師・助産師になろうとお考えの方は、3月30日（金）までに最寄りの保健所まで（一部地域は府県や市まで）申請して下さい。

（※3）平成19年4月1日は日曜日です。そのため、当日、保健所で申請を受け付けることはできません。



◎ なお、御不明な点がございましたら、厚生労働省医政局看護課（代表：03-5253-1111）までお問い合わせ下さい。

**※必ずお読み下さい！！**